

第 1 2 3 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 の 1 0 7 の項中「、（ 1 ）のイの（ア）又は（ 1 ）のウ」を「又は（ 1 ）のイ」に改め、「を、当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（ 1 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、「区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「 7 , 2 0 0 円」を「 7 , 1 0 0 円」に、「 2 万 3 , 0 0 0 円」を「 2 万 2 , 0 0 0 円」に、「 6 万 1 , 0 0 0 円」を「 5 万 7 , 0 0 0 円」に、「 1 0 万 4 , 0 0 0 円」を「 9 万 4 , 0 0 0 円」に改め、

「

		イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条第 1 項の設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項の住	
--	--	---	--

宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合

(ア) 100平方メートル以内のもの 1万6,000円

(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 5万7,000円

(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 9万2,000円

(エ) 1,000平方メートル以内のもの 17万2,000円

		平方メートルを 超え、2,500 平方メートル以 内のもの (オ) 2,500	円 29万5,000	
		平方メートルを 超え、5,000 平方メートル以 内のもの (カ) 5,000	円 45万5,000	
		平方メートルを 超え、1万平方 メートル以内の もの	円	

」

を削り、「ウ ア及びイ以外の場合」を「イ ア以外の場合」に、

「
4万7,000円 を 5万2,000円
10万9,000円 を 12万2,000円
」
」

円」を「19万6,000円」に、「34万5,000円」を「38万6,000円」に、「61万7,000円」を「69万1,000円」に、「106万2,000円」を「118万8,000円」に、「8万8,000円」を「8万5,000円」に、「15万1,000円」を「14万円」に、「6万8,000円」を「7万8,000円」に、「16万円」を「18万3,000円」に、「25万5,000円」を「29万3,000円」に、「50万4,000円」を「57万9,000円」に、「90万3,000円」を「103万7,000円」に、「155万2,000円」を「178万2,000円」に改め、同表108の項中「、同項(1)のイの(ア)から(カ)まで又は同項(1)のウ」を「又は同項(1)のイ」に、「、同項

(1) のイの (ア) 又は同項 (1) のウ」を「又は同項 (1) のイ」に、「額) (」を「額 (当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項 (2) のアの (ア) 又は同項 (2) のイの (ア) に掲げる額) (」に改め、「を、変更認定申請戸数で除した額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同表 109 の項中「第 9 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を、「場合」の次に「又は管理者等が選任された場合」を加え、「2,100 円」を「2,300 円」に改め、同表 110 の項中「2,100 円」を「2,300 円」に改める。

別表第 7 の 5 の項手数料の名称及び額の欄中「延べ面積」を「床面積」に、「住宅の」を「当該住宅の」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の足立区事務手数料条例 (以下「旧条例」という。) 別表第 5 の 108 の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 48 号) 附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表第 5 の 108 の項中「、同項 (1) のイの (ア) から (カ) まで又は同項 (1) のウ」とあり、及び「、同項 (1) のイの (ア) 又は同項 (1) のウ」とあるのは「又は同項 (1) のイ」と読み替えるものとする。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。